

# 他市事例の概要\_抜粋

## 資料4-2

	武蔵野市	世田谷区	豊田市	川西市	名古屋市	宝塚市
条例名	武蔵野市子どもの権利条例	世田谷区子ども条例	豊田市子ども条例	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	名古屋市子どもの権利擁護委員条例(こどもの権利条例とは別の条例)	子どもの権利サポート委員会条例(こども条例とは別の条例)
救済機関の該当条文	第7章 子どもの権利擁護の仕組み 第27条から第29条	第3章 子どもの人権擁護 第15条から第24条	第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復 第21条から第26条	全て	全て	全て
救済機関の名称	子どもの権利擁護委員	子どもの人権擁護委員	子どもの権利擁護委員	子どもの人権オンブズパーソン	子どもの権利擁護委員	子どもの権利サポート委員会
対象範囲	・市内在住、在学、在勤の18歳未満の人 ・高校生は18歳でも対象	・18歳未満の人 ・18歳または19歳の人で、学校や施設に在学・入所している子ども	・18歳未満の人 ・18歳または19歳の人で、学校や施設に在学・入所している子ども	・市内在住、在学又は在勤する18歳未満のすべての者及び規則で定める者	18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者	・18歳未満の人 ・18歳または19歳の人で、学校や施設に在学・入所している子ども
こどもからのアクセス方法	来庁・電話・インターネット・手紙	来庁・電話・FAX・メール・手紙・はがき	来庁・電話・メール・手紙	来庁・電話・留守番電話・FAX・インターネット・手紙	来庁・電話・FAX・手紙・LINE	来庁・電話・インターネット・手紙
人格	・子どもの権利の見識有るもの ・市長が委嘱	・人格要件 ・子どもの権利の見識有るもの ・区長と教育委員会が委嘱	・人格要件 ・子どもの権利の見識有るもの ・市長が委嘱	・人格要件 ・利害関係 ・市長が委嘱	・人格要件 ・子どもの権利の見識有るもの ・独立性 ・市長が委嘱	・人格要件 ・子どもの権利の見識有るもの ・独立性 ・市長が委嘱
職務概要	・相談と支援 ・調査 ・救済と調整 ・意見の提言 ・普及啓発	・相談と支援 ・調査 ・調整と要請 ・意見の提言 ・要請と意見の公表 ・見守り支援 ・活動報告 ・普及啓発	・相談と支援 ・救済と調査と調整 ・自己発意による調査 ・制度改善の要請 ・報告の要求	・救済 ・人権擁護と人権侵害の防止 ・制度の改善	・相談 ・調査と調整と勧告と要請(自己発意も含む) ・公表 ・普及啓発	・相談 ・救済 ・提言 ・権利擁護と人権侵害の防止
職務	(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。 (2)子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。 (3)子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。 (4)子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。 (5)子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。	(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 (2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。 (3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 (4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 (5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7)活動の報告をし、その内容を公表すること。 (8)子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。	(1)子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。 (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。 (3)子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4)調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。 (5)勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めると。また、その内容を申立人などに伝えること。	(1)子どもの人権侵害の救済に関すること。 (2)子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。	(1)子どもの権利侵害に関する相談に応じること。 (2)子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。 (3)勧告、要請等の内容を公表すること。 (4)子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。	(1)第13条に規定する相談に関すること。 (2)第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。 (3)子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。 (4)市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

## (参考資料)他市事例の条文

	武蔵野市	世田谷区	豊田市	川西市	名古屋市	宝塚市
条例名	武蔵野市子どもの権利条例	世田谷区子ども条例	豊田市子ども条例	川西市子どもの人権オンズパーソン条例	名古屋市子どもの権利擁護委員条例(こどもの権利条例とは別の条例)	子どもの権利サポート委員会条例(こども条例とは別の条例)
規則名	武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則	世田谷区子ども条例施行規則	豊田市子ども規則	・川西市子どもの人権オンズパーソン条例施行規則 ・川西市子どもの人権オンズパーソン制度の推進等に関する規則	名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行規則・細則	宝塚市子どもの権利サポート委員会条例施行規則
制定年	令和5年	平成13年(権利擁護は平成24年に改正)	平成19年	平成10年	平成31年	平成26年
救済機関の該当条文	第7章 子どもの権利擁護の仕組み 第27条から第29条	第3章 子どもの人権擁護 第15条から第24条	第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復 第21条から第26条	全て	全て	全て
救済機関の名称	子どもの権利擁護委員	子どもの人権擁護委員	子どもの権利擁護委員	子どもの人権オンズパーソン	子どもの権利擁護委員	子どもの権利サポート委員会
対象範囲	・市内在住、在学、在勤の18歳未満の子ども(高校生は18歳でも対象)	18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案(子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)	18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。(18歳または19歳の人で、学校や施設に在学・入所している子ども)	・市内在住、在学又は在勤する18歳未満のすべての者及び規則で定める者	18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者	・市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども ・18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの人
設置	市長の附属機関	区長と教育委員会の附属機関	条例に記載なし 市長附属	市長の付属機関	市長の附属機関	市長の附属機関
定数	3人以内	3人以内	3人以内	3人以上5人以下	5人以内	5人以内
人格	擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。	人格が優れ、子どもの人権について見識のある者のうちから区長と教育委員会が委嘱します。	人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある者のうちから、市長が選びます。	人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないものの中から、市長が委嘱する。	人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。	人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るものの中から、市長が委嘱する。
任期	3年。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間。	3年	2年。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間。	2年以内	3年。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間。	2年
再任	可能	可能	可能	可能。6年を超えての再任不可。	可能	可能。連続して3期まで
解職規定	市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解職することができます。	区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。	擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。	市長は、オンズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンズパーソンを解職することができます。	市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解職することができます。	市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。
職務概要	・相談と支援 ・調査 ・救済と調整 ・意見の提言 ・普及啓発	・相談と支援 ・調査 ・調整と要請 ・意見の提言 ・要請と意見の公表 ・見守り支援 ・活動報告 ・普及啓発	・相談と支援 ・救済と調査と調整 ・自己発意による調査 ・制度改善の要請 ・報告の要求	・救済 ・人権擁護と人権侵害の防止 ・制度の改善	・相談 ・調査と調整と勧告と要請(自己発意も含む) ・公表 ・普及啓発	・相談 ・救済 ・提言 ・権利擁護と人権侵害の防止
職務	・子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。 ・子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。 ・子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。 ・子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。 ・子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。	1 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 2 子どもの権利の侵害についての調査をすること。 3 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 4 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 5 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 6 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 7 活動の報告をし、その内容を公表すること。 8 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。	(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをする事。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに對して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。 (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めると。また、その内容を申立人などに伝えること。	(1) 子どもの人権侵害の救済に関する事。 (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関する事。 (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関する事。	(1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じる事。 (2) 子どもの人権の権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行う事。 (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。 (4) 子どもの人権に関する普及啓発を行う事。	(1) 第13条に規定する相談に関する事。 (2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関する事。 (3) 子どもの人権の擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行う事。 (4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。
責務		擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらってはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。 (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。 (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。 (3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。	オンズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 2 オンズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。 3 オンズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。 4 オンズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。 2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。 3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。 4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。 5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。 6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。 2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。 3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。
守秘義務	擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。	責務に記載	責務に記載	責務に記載	責務に記載	サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
市または市の機関の責務	市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。	市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。	市の機関は、オンズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない	市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。	・市の機関は、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。 ・市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。
そのほかの責務	・市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。 ・市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。	保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。	保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。	なし	・何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。 ・何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。	民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

	武蔵野市	世田谷区	豊田市	川西市	名古屋市	宝塚市
兼職等の禁止	なし(規則にて規定:擁護委員は、国会議員、地方公共団体の議員及び長、政党その他の政治団体の役員又は主として市に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。 2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。)	なし(規則にて規定:世田谷区子ども条例施行規則 擁護委員(条例第 条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。))は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。)	規則にて規定(条例第21条第1項に規定する豊田子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。))は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。 2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。)	・衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。 ・本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソン職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。	・委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。 ・委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。	なし(規則にて規定:サポート委員は、地方公共団体の長若しくは議会の議員、国会議員、政党その他の政治団体の役員又は市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができない。)
相談・救済の申し立て	なし(規則にて規定:何人も、擁護委員又は相談・調査専門員に対し、子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立て(以下「申立て」という。)をすることができる。(申立書等) 第5条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。)	子どもは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができず。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができず。	規則にて規定(何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。 2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。)	子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。 ・本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。 ・前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。 ・第2項の申立ては、代理人によってすることができる。	何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。 ・委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。 ・委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。 (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの (2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)	何人も、子どもの権利に係る事項について、サポート委員会に相談をすることができる。権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。
調整の規定	なし(規則にて規定:擁護委員は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第27条第2項第3号に規定する調整を行うものとする。 (1) 相談を受けたとき (2) 申立てがあったとき)	・擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	規則にて規定(擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければならない。)	なし	・委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。	・サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。
調査の実施	なし(規則にて規定:護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第27条第2項第2号の調査をするものとする。)	擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害 についての調査をするものとしす。	なし	第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。	委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。	サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。
自己発意による調査	2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、第4条に規定する子どもの権利に係る相談(以下「相談」という。))に基づき、必要があると認めるときは、自己の発意をもって当該相談の事実について調査をすることができる。	擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとしす。	擁護委員の仕事にて規定:(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。	・委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、調査を行わなければならない。	2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。
調査の同意	規則にて規定(擁護委員は、前条第1項又は第2項の規定により調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書(第4号様式)により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は心身の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。)	規則にて規定(第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書(第4号様式)により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は心身の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。)	規則にて規定(擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。)	・オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。	委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。	なし
調査できない案件・調査の中止	規則にて規定:ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 申立ての内容に重大な虚偽がある場合 (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合 (3) 擁護委員又は相談・調査専門員の行為に係るものである場合 (4) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合 (5) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する判決を経て確定している場合 (6) その他調査をすることが必要でない又は適当でない擁護委員が認める場合 ・3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書(第3号様式)により、申立てをした者(以下「申立者」という。)に理由を付してその旨を通知するものとする。 ・ 擁護委員は、調査の開始後に、第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。 2 前項の場合において、申立者、第7条本文の規定による同意をした子ども若しくはその保護者(以下これを「同意者」という。))又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等(以下「立入調査対象関係機関等」という。))があるときは、調査中止通知書(第6号様式)により理由を付してその旨を通知するものとする。	ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。(詳細は規則にて規定 中止も同様)	規則にて規定(ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。 (1)判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。 (2)裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。 (3)議会に請願又は陳情を行っているとき。 (4)申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。 (5)条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。 (6)申立てに重大な虚偽があるとき。 (7)具体的な権利の侵害を含まないとき。 (8)その他擁護委員が調査することが適当でない認めるとき。)	4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。 (1) 重大な虚偽があることが明らかである場合 (2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合 (3) 議会の権限に属する事項である場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合 5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる。	委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。 (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。 (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。 (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。 (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。) (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。	3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。 (1) 議会の権限に属する事項であるとき。 (2) 裁判係争中の案件であるとき。 (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。 (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなるものであるとき。 4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

	武蔵野市	世田谷区	豊田市	川西市	名古屋市	宝塚市
調査の方法(資料の提出など)	規則にて規定(調査の実施) 第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等(以下これらを「関係機関等」という。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知したうえで、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書その他の物件の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することを市長へ求めることができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。	2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとする。(詳細は規則に規定:第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第 8条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。)	規則にて規定(擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。) 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。	オンズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。 2 オンズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。 3 オンズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。	委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。 委員は、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。	第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。 2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。 3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。
通知	なし(規則にて規定:(調査の終了) 第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。)	規則にて規定(擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。)	なし	オンズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。 ・オンズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を申立人に通知しなければならない。 ・オンズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を申立人に通知しなければならない。 ・前3項に規定する通知は、申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。	なし	サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。
市の機関への通知	なし	なし	なし	オンズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。 2 オンズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。 3 オンズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。	なし	なし
勧告、意見表明・要請の権限	なし(規則にて規定:擁護委員は、条例第27条第2項第4号に規定する意見を述べる場合は、意見表明通知書(第8号様式)により行うものとする。 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。)	擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。	規則にて規定(擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整(以下単に「調整」といいます。))をすることができます。	オンズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入書を提出することができる。 2 オンズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入書を提出することができる。 オンズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。 2 オンズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。	委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。	2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。 3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。 4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。
意見の尊重規定	市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとりま。	3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。	3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。	3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。	なし	
報告	なし	5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。	市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。 2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。	委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めものとする。 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。 3 委員は、再勧告若しくは再要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めものとする。 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。	市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。 2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。 3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。	
公表	なし	6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとする。	擁護委員は、必要と認めるときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。 2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければならない。	オンズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。 2 オンズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を公表することができるものとする。 3 オンズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。	委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。 2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。 3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。	サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。 2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮をしなければならない。

	武蔵野市	世田谷区	豊田市	川西市	名古屋市	宝塚市
再調査等及び再勧告等	なし	なし	なし	なし	委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。 2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。 3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。 4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。	なし
見守り支援	なし	擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しなら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	なし	なし	なし	サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。 2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。 3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。
事務局・調査相談専門員	市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)をおきます。 ・相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告しなす。	擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。 2 擁護委員の仕事に補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します	規則にて規定(擁護委員の仕事に補助するため、豊田市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。)	オンズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。 2 オンズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。	委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。 2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。	サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。
運営状況の報告	擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。	擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。	オンズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。	委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。	サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。 2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。 3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。
広報	なし	なし	なし	市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。	なし	なし
代表・会議	規則にて規定(擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する武蔵野市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会」という。)を設置するものとする。 2 擁護委員会に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。 4 擁護委員会議は、非公開とする。 5 前各号に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。)	規則にて規定(擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。 4 擁護委員会議は、非公開とする。 5 前各号に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。)	規則にて規定(擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。)	オンズパーソンのうち1人を代表オンズパーソンとし、オンズパーソンの互選によりこれを定める。	委員のうちから代表委員1人を置き、委員の互選により定める。 2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。 3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。	サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。 (会議) 第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
委任	前2条に定めるもののほか、擁護委員による子どもの権利擁護に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。	この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。